

公募説明会における主な質疑応答

No.	公開日	ご質問のあった説明会	質問分類	ご質問	回答
1	2023/06/30	類型3	公募要領「3.契約の要件(4) 成果物の納入」	技術実証の報告書の内容に関して、特に盛り込まれると良いと考えられる項目を教えてください。	技術実証の報告書の様式・項目については、採択後にお知らせする予定ですが、現時点では、提案書と同様の内容（技術実証の方針、技術実証の内容、確立した技術や手法の評価方法等）について記載頂くことを想定しています。
2	2023/06/30	類型3	技術実証全般	第2弾以降の今後のスケジュールが決まっているようであれば教えてください。	現時点で所管府省庁等と調整中であり、残りの9類型についても調整が完了したのから順次公示していくことになります。
3	2023/06/30	類型3	技術実証仕様「3.実証の前提条件及び技術に必要な機能等」	今回の実証事業では、ドローン等は、公募要領14ページ記載の「本技術実証内容に照らして当然備えているべき機器・備品等」に該当し、本事業の対象経費として計上できないのか。	各類型の仕様書（2.実証の内容）記載の内容を実証いただくためにご提案・活用いただくデジタル技術（ドローン、センサー、高精度カメラ、3Dレーザースキャナーなど）は、「当然備えているべき機器・備品等」に該当しません。デジタル庁及び所管府省庁が必要性を認めた場合、技術に係る費用を、本事業の対象経費として計上いただくことが可能です。
4	2023/06/30	類型3	技術実証仕様「2.実証の内容」	類型8でも火薬取締法に言及されていたが場所の制約はなかったため、類型3にも記載されている意図を知りたい。災害対策法や建築基準法に重きを置いているということか。	災害対策基本法や建築基準法に重きを置いているということではありません。類型は規制の目的や規制対象となる対象物、行為等に基づき規制を分類したものであり、同じ火薬類取締法であっても、条項によって異なる類型に分類されています。こうした理由から、実証場所の制約に違いがあるものとなっています。
5	2023/06/30	類型3	技術実証全般	報告した内容は、その後どういう形で利用されるのか。	規制所管府省庁において、特定のアナログ規制を見直すにあたっての根拠資料として活用される予定です。また、国・地方の行政機関において情報を共有するほか、テクノロジーマップの更新に活用することを見込んでいます。
6	2023/06/30	類型3	公募要領「3.契約の要件(11) 精算管理システム（仮称）の利用」	公募要領の7ページの精算管理システムというのはどういうものか。	採択後に詳細を説明させていただきますが、日々の帳票などを蓄積するためのシステムです。
7	2023/06/30	類型3	公募要領「7.事務処理（精算）について」	14ページにおいて、対象経費として計上できない経費として「本技術実証の成果を報告・検討する会議等に参加する外部専門家等への謝金」とあるが、技術検証で得た成果について学識経験者に検証してもらうための費用などは計上できるか。	実証事業で得た成果に関する検証は、本事業終了後、所管府省庁等及びMRIが実施するため、本事業で得た成果を学識経験者が検証するための費用は計上できません。
8	2023/06/30	類型3	公募要領「7.事務処理（精算）について」	上記質問に関連し、実証実験の計画立案の際に外部の学識経験者等に助言をもらうような費用は含めて良いか。	技術実証の計画立案の際に学識経験者等に助言をもらう費用は、デジタル庁及び所管府省庁が必要性を認めた場合、計上することは可能です。
9	2023/06/30	類型3	公募要領「8.知的財産マネジメント」	バイドール契約について、無償で提供すべき「公共」には市町村も含まれるか。	デジタル庁または所管府省庁等が公共の利益のために特に必要あるとしてその理由を明らかにして求める場合、無償で知的財産権を実施する権利を許諾する相手に、自治体は含まれます。
10	2023/06/30	類型3	技術実証全般	自社の製品を使う場合に、既に製品化して一般に提供しているもののみを使うべきか。一般には提供しておらず一部でのみ使用している機能も使用して良いか。	自社の製品を使う場合、「既に製品化して一般に提供しているもの」、「一般には提供しておらず一部でのみ使用しているもの」どちらをご提案頂いても構いません。
11	2023/06/30	類型3	公募要領「7.事務処理（精算）について」	開発中の製品を使用する場合に、一部の機能が不足して追加で開発する必要がある場合は、そのための人件費を経費として算入できるか。	デジタル庁及び所管府省庁が必要性を認め、採択者がこの技術実証のために追加開発した経費に該当する額を証明できれば経費として計上可能です。
12	2023/06/30	類型3	公募要領「7.事務処理（精算）について」	AIの教師データについては通常アノテーション費用が発生するが、開発費の対象経費に算入できるか。	デジタル庁及び所管府省庁が必要性を認めた場合、この技術実証で利用するAI教師データを作成する場合のアノテーション費用は技術実証の経費として計上可能です。
13	2023/06/30	類型3	公募要領「8.知的財産マネジメント」	今回の実証事業の中で特許になりそうな事案が出てきた場合は、当社単独で特許出願することは可能か。	所定の手続きを経た上で特許出願可能です。ただし、デジタル庁または所管府省庁等が公共の利益のために特に必要あるとしてその理由を明らかにして求める場合、無償で知的財産権を実施する権利をデジタル庁または所管府省庁等へ許諾する必要があります。
14	2023/06/30	類型6	提案書「1.提案する範囲」	部分提案のイメージについての確認である。例えば、映像の撮影まではできないが、映像内の動物を数えることはできるといった場合に、映像を提供していただける前提でその映像の解析の部分だけを検証するというイメージか。	技術実証で利用する映像については提案者ご自身で用意していただく必要がございます。なお、本事業では、複数事業者による共同提案も認めておりますので、例えば、映像の撮影に関する技術を保有している事業者と共同で提案いただくことも考えられます。
15	2023/06/30	類型6	技術実証仕様「2.2実証の内容」	上記質問に関連し、映像を自ら用意する場合、何かサンプル映像のようなものを準備して、それを使うというイメージになるか。	サンプル映像でもよいですし、例えば、実際の自然公園等内の映像ではなく、それと同様の状況を再現した場面（例：動物園の動物など）を撮影して、それを活用することも考えられます。
16	2023/06/30	類型6	公募要領「6.契約について」	複数社をMRIでまとめて、撮影はA社に実施してもらい、その映像をAIの解析が可能なB社に提供して解析してもらうというような連携が発生すると思うが、どうか。	所管府省庁等の判断により、複数提案者による連携が採択の条件となることがあります。一方で、MRIが複数社の連携を調整することはありません。
17	2023/06/30	類型6	技術実証仕様「5.予算上限及び採択予定件数」	予算上限の部分であるが、1件当たりの支援予算額の概算がどれぐらいかを知りたい。全てに対応した場合の予算上限2億4,800万円は、1件当たりという考えではなく、採択を数件したら全部で2億4,800万円と、採択件数で割っていくという理解でよいか。	予算上限（目安）とは類型毎の予算の上限（目安）です。類型において複数件採択される場合には、採択額の合計が予算上限（目安）となります。なお、提案内容によっては、類型において1件のみの採択（「2.実証の内容」全てに対応した1者が採択された場合等）となる可能性もあります。
18	2023/06/30	類型6	技術実証仕様「2.2実証の内容」	今回カメラ、センサー等を設置する等になるのだが、それはこの実地調査をするときだけ設置して、それが終わればきれいに撤収するという運用になると思っているがよいか。	技術実証期間内のみの設置となります。技術実証終了後は撤収いただけます。
19	2023/06/30	類型6	公募要領「6.契約について」	全部提案と部分提案があり、部分提案の場合には複数を選択して提案という形があると思う。採択の際、例えば、全部提案した場合に部分的に採択されることや、複数の部分提案をしたときに一部だけ採択されることなど、そのような部分採択の形は想定しているか。	ご提案の採択にあたっては、所管府省庁等で審査を行い、デジタル庁に報告、承認を得た上で決定します。所管府省庁等の審査の段階で、全部提案であったとしても、部分採択となるような条件付き採択の場合があります。

No.	公開日	ご質問のあった説明会	質問分類	ご質問	回答
20	2023/06/30	類型6	技術実証仕様「3.実証の前提条件及び技術に必要な機能等」	技術仕様書の3.1の実証内容に共通な条件の機能のところ、(1)から(7)と挙げているが、これは提案時には必須で全て入れる要件と受け止めているのか、一部抜けてしまう場合は減点対象となるか。	技術実証仕様「3.1実証内容に共通な条件と機能(1)～(7)」は、「2.実証の内容」全てに対応した場合(全部提案)の要件となります。このうち、一部のみの提案(部分提案)も可能であり、部分提案であることをもってマイナス要素にはなるものではありません。
21	2023/06/30	類型8	技術実証仕様「3.実証の前提条件及び技術に必要な機能等」	検査をする中で、火薬庫や土壌改良資材については現物を準備するのか。例えば、火薬庫であれば書庫など代用のものでも構わないのか。	実際の火薬庫や土壌改良資材を対象とした技術実証を実施する必要はありません。代替の施設や物品等を想定頂き技術実証を実施して下さい。
22	2023/06/30	類型8	技術実証仕様「3.実証の前提条件及び技術に必要な機能等」	1ページ目から2ページ目にかけての3.1(2)に関して、書類や帳簿等を見ると、実際にリアルタイムでその文字が映像・画面を通して読み取れば問題ないのか。文字起こしをしてデータとして残す必要があるのか。それともそれ以外なのか。	検査した内容は文字データとして記録し、検査資料として後から参照可能なよう保管する必要があります。
23	2023/06/30	類型13	・公募要領「7.事務処理(精算)について」	弊社は、人件費のところに出てきた「国などの業務を受託したことのない場合」に当たる。新たに自社の人件費の単価を設定する必要があるという説明だった。人件費単価の設定には、何か受託要件のような別の基本的な考え方や基準があり、国の業務を受託するときに誰かに認証をもらって、設定したものがこれだったら大丈夫だという1つ手前の手続が必要だという意味か。	精算条項付きの場合の人件費単価を新たに設定する際に、第三者に認証された人件費単価が必要という意味ではありません。御社の最新の財務諸表等により、精算条項付きの場合の人件費単価を御社で設定頂くことになります。
24	2023/06/30	類型13	・公募要領「7.事務処理(精算)について」	人件費単価というのは、給料などが財務諸表に表れている場合チェックを行うのか。例えば時給が何十万というような不正が疑われる場合は、チェックのようなものがあるかもしれないという理解でよいか。	採択された全ての事業者において、MRI及びデジタル庁が、支出計画書に記載された人件費単価に関してチェックし、人件費単価を確定することになります。
25	2023/06/30	類型13	・公募要領「7.事務処理(精算)について」	人件費について、派遣事業者を採用する場合もしくは再委託を依頼する場合にも、同じような人件費の考え方をする必要はあるか。	派遣社員の人件費単価については、ご契約の単価をそのままお使い下さい。再委託・外注先の人件費単価については、本公募要領「7.事務処理(精算)について」を参考にして設定するようお願いいたします。
26	2023/06/30	類型14	技術実証仕様「5.予算上限及び採択予定件数」	実証の予算上限(目安)として2,700万円と記載されているが、実証の内容の全て、(1)(2)に対応した場合の想定金額ということだった。例えば(1)のみ実証することになった場合は予算としては半分となるというイメージでいいか。	単純に半分というわけではありません。全ての実証の内容に対応した場合には記載の予算上限(目安)になります。部分提案であれば単純に半分になるわけではありません。
27	2023/06/30	類型14	技術実証仕様「5.予算上限及び採択予定件数」	例えば2～3件の会社が採択された場合は、実証の予算上限(目安)として記載されている2,700万円というのは1社当たりの金額か。それとも、採択件数によって分けられるイメージか。	複数者が採択された場合、その契約金額の合計として、2,700万円がこの類型における予算上限(目安)となります。全ての実証の内容に対応した1者しか採択されない場合もあります。
28	2023/06/30	類型14	技術実証仕様「5.予算上限及び採択予定件数」	例えば仕様によって細分化されて2件になったら、内容によってこれが配分されるという理解でいいか。	部分提案2者で、全領域を満たすなら、予算上限(目安)での契約が想定されます。
29	2023/06/30	類型14	技術実証全般	報告書のウェブ公開は、広くいろいろな省庁の職員や日本国民が見られるようにということか。このような事業を実施していることや報告書があるということを積極的に広報していく計画はあるか。	本技術実証の成果の広報施策については検討中ですが、技術実証の成果を普及するためのイベント等を検討しており、例えば、イベント等に使用するPR資材の作成のため、採択者には技術実証の模様の動画撮影に協力頂くことを予定しています。
30	2023/06/30	類型14	公募要領「3.契約の要件(4)成果物の納入」	報告書は端的にどのようなフォーマットなのか。何か決まっていることがあれば教えてほしい。	技術実証の報告書のフォーマットについては、採択後にお知らせする予定ですが、現時点では、提案書と同様の内容(技術実証の方針、技術実証の内容、確立した技術や手法の評価方法等)について記載頂くことを想定しています。
31	2023/06/30	類型14	技術実証全般	スケジュールについて、現時点で決まっているのは、提案締切日である7月7日と成果物の締切日である12月27日の2つのみかと思う。そのほか何かマイルストーン的なものがあれば教えてほしい。	提案締切日である7月7日と成果物締切日である12月27日以外のマイルストーンとしては、技術実証のほぼ中間段階で中間報告サマリーをご提出頂く予定です。
32	2023/06/30	類型14	契約書(案)第16条(検査)	報告書はMRIならびにデジ庁等の確認を経て完了するというイメージで正しいか。	成果物の確認は、デジタル庁、所管府省庁等、MRIが実施します。
33	2023/07/06	類型6	提案書「1.提案する範囲」	本技術実証では部分提案を認めるとのことだが、採択後の他採択者との連携を前提とした部分提案は可能か。	採択後の他採択者との連携を前提とした部分提案は認められません。部分提案をする場合、他採択者と連携しなくても技術実証の成果を単独で出す必要があります。なお、所管府省庁等の判断により、複数提案者による連携が採択の条件となることはあります。
34	2023/07/06	類型6	技術実証仕様「5.予算上限及び採択予定件数」	2の実証内容を全て提案した事業者がもし採択された場合、その予算上限(目安)が2億4,800万円になると理解した。ただ、部分提案を前提としている公募なので、採択された部分提案の合計が2億4,800万円になるとのことか。	本技術実証は、部分提案を前提としているわけではありません。類型において1件のみの採択(「2.実証の内容」全てに対応した1者が採択された場合等)の予算上限(目安)はご認識のとおり2億4,800万円となります。類型において複数件採択された場合であっても、採択額の合計の予算上限(目安)が2億4,800万円となります。
35	2023/07/06	類型6	技術実証仕様全般	提案するテクノロジーは、政府が考えているような、いわゆるチャイナリスクのようなものもあると思うが、提案するテクノロジーは全て国産である必要があるのか。あるいは、一部の部品は海外製でもよいか、全く不問なのか、そのような縛りは特にこの公募ではないという理解でいいか。	本技術実証での提案者が調達もしくはリース・レンタルする機器に関する縛りは現時点で想定しておりません。
36	2023/07/06	類型6	提案書「1.提案する範囲」 公募要領「6.契約について」	例えば今回の自然公園や保全地域の場合、一意に自然公園といっても例えば陸地が多いところや水辺があるところなど種類は複数あると思う。例えばそれを網羅する形で提案した際に、部分採択で選択した中のさらに一部で実施になるというような、そこまで細分化されて採択するような調整はないと考えていいか。	本技術実証における部分提案は、技術実証仕様「2.1実証の対象となる業務(法令)」と「2.2実証の内容」の組み合わせが最小単位です。類型6の「2.2実証の内容」では、(1)～(5)の一つが部分提案の最小単位となるため、例えば国立公園の利用調整地区内における陸地のみ(あるいは水辺のみ)といった部分提案は認められません。

No.	公開日	ご質問のあった説明会	質問分類	ご質問	回答
37	2023/07/06	類型14	公募要領「7.事務処理（精算）について」	採択者の利益になるような計上は認められないというところだが、弊社が通常顧客に出すような価格で計上していいということか。通常だと弊社の利益分が乗っているのだが、そこは認められないということか。	今回の技術実証において、採択者が、単価等の根拠について合理的な説明が可能な人件費単価、一般管理費率を用いて、経費を計上することは可能です。自社製品の調達等に係る経費がある場合は、採択者自身の利益等が含まれないよう原価を対象経費にすることを想定しています。
38	2023/07/06	類型14	公募要領「7.事務処理（精算）について」	再委託・外注費では、再委託・外注先の利益分が含まれている。本技術実証では、再委託・外注先の利益分も計上できないのか。	今回の技術実証において、単価等の根拠について合理的な説明が可能な人件費単価、一般管理費率であることを採択者が確認した単価等を用いて、再委託・外注費を計上することは可能です。
39	2023/07/06	類型14	提案書様式「1.提案する範囲」	部分提案が可能と理解している。また、仕様書の中で法定講習のオンライン化と講習終了証のペーパーレス化の実証が挙げられている（2.実証の内容）。さらにその中の必要な機能が「3.実証の前提条件及び技術に必要な機能等」の（ア）～（エ）という形で書いてあるが、例えば（1）の中でも（ア）だけのよう形でさらに分解して部分提案も可能という理解でいいのか。それとも（1）（2）の単位でのみしか部分提案できないということか。	本技術実証における部分提案は、技術実証仕様「2.1実証の対象となる業務（法令）」と「2.2実証の内容」の組み合わせが最小単位です。類型14では、「2.2実証の内容」において、「（1）法定講習のオンライン化実証」または「（2）講習修了証のペーパーレス化実証」のどちらかが部分提案の最小単位となります。
40	2023/07/06	類型14	技術実証全般	最終的に提出する報告書は、対外的にはどのように公開されていくのか。	成果報告書は、デジタル庁が管理するWebサイトにて公開する予定です。なお、アナログ規制の見直しに活用できると判断された技術については、テクノロジーマップに反映して公開を予定しております。
41	2023/07/06	類型14	技術実証全般	本技術実証についての広報はどのような予定か。	本技術実証の成果物である、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術実証報告書</li> <li>・公開用技術実証報告書サマリー（A4 10ページ程度）</li> <li>・公開用技術実証報告書サマリー（A4 2ページ程度）</li> <li>・公開用中間報告サマリー（A4 2ページ程度）</li> </ul> はデジタル庁が管理するWebサイトにて公開する予定です。なお、アナログ規制の見直しに活用できると判断された技術については、テクノロジーマップに反映して公開を予定しております。

問い合わせ窓口（メール）に寄せられた主な質問とその回答

No.	公開日	質問分類	ご質問	回答
1	2023/06/30	公募要領「7.事務処理（精算）について」	精算条項付き契約の場合の単価を設定したことがないので、設定方法を教えて欲しい。	新規に精算条項付き単価を設定される場合は、以下の計算式にて技術実証に従事する方の単価を設定下さい。  技術実証に従事される方の精算条項付き単価 = (給与年間総支給額 + 年間法定福利費) ÷ 年間理論総労働時間  給与年間総支給額には、残業割増分、休日割増分を含めなくて下さい。 給与年間総支給額には、基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当及び賞与を含めることができます。 年間理論総労働時間 = 御社営業カレンダーによる年間営業日 × 御社就労規定にて定めた営業日一日あたりの勤務時間
2	2023/06/30	①類型6技術実証仕様 ②公募要領「4.応募手続き(3)提出書類」	①2.1(4)大分県環境緑化条例に対応する2.2実証の内容は、2.2(4)と2.2(5)との認識で良いか。 ②提案書提出時の書類は3点のみで、決算報告書など応募資格の審査のための書類は必要ないか。	①ご認識の通りです。あわせて、3.2(3)及び3.2(4)の特記条件も参照願います。 ②提案時には公募要領記載の3点のみで結構です。採択後、実施計画書と支出計画書を作成頂くことになっており、そのチェック（特に支出計画書）の際、財務諸表や、会社規約類をご提出頂く場合があります。
3	2023/06/30	類型6技術実証仕様	2.1(3)南極地域の環境の保護に関する法律施行規則と2.1(4)大分県環境緑化条例に対応する2.2実証の内容は、2.2(4)と2.2(5)との認識で良いか。	ご認識の通りです。あわせて、3.2(3)及び3.2(4)の特記条件も参照願います。
4	2023/06/30	採択時期の目安	提案の採択日はいつか。	採択に関しましては、公募要領「5.審査・採択について」に記載の通り、提出頂きました提案書を、所管府省庁等で審査を行い、デジタル庁に報告、承認を得た上で決定します。また、募集期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施することがあります。第1期の採択結果のご連絡は、7月下旬を予定しております。
5	2023/07/06	公募要領「7.事務処理（精算）について」	本技術実証は、「営業利益を含めた受託単価は認められない」と認識したが正しいか。経済産業省の委託事業事務処理マニュアル「④手法4：受託単価計算」では有価証券報告書において掲示されている営業利益は受託単価計算において含めることが可能と認識している。	今回の技術実証において、採択者が、単価等の根拠について合理的な説明が可能な単価、一般管理費率を用いて、経費を計上することは可能です。
6	2023/07/06	①類型3における教師データ作成に関する費用計上 ②公募要領 ③技術実証公募と技術カタログ公募との関係 ④採択者の公表	①提案者自ら教師データを用意する場合、その教師データの取得経費は計上できると考えてよいか。 ②技術実証の進捗状況等を定期的（月1回程度）に報告する会議はオンライン会議形式でよいか。 ③今後技術カタログの公募があった際は、応募の検討をしたいが、本技術検証事業への参加の有無にかかわらず技術カタログには応募可能と認識してよいか。 ④採択された場合に、その時点で企業名は公表されるのか。採択時点でプレスリリースしたい。	①デジタル庁及び所管府省庁が必要性を認めた場合、新規に教師データを取得する経費を技術実証に計上することが可能です。 ②発注側関係者（弊社、デジタル庁、所管府省庁等）が多いことからオンライン形式を予定しております。 ③技術カタログと技術検証事業、両方に応募いただいて問題ありません。 ④採択され、無事契約締結となりました場合、公表させて頂く予定でございます。採択者においてプレスリリースいただくことも差し支えございません。
7	2023/07/06	類型3技術実証仕様	2.2実証の内容のうち（1）「ドローン等の遠隔操作により撮影し」とあるが、たとえば、小型の携帯型カメラ等を現地に携行して、操作者が現場を巡回しながら被写体を撮影するような場合は、遠隔操作にあたるのか。	携帯型カメラ等を携行して巡回しながらの撮影は「遠隔操作」に該当しません。類型3の実証目的の一つに「現地に赴いて実施している」現状の検査・調査を、遠隔にて実施可能か確認することがあります。小型の携帯型カメラ等を現地に携行して、操作者が現場を巡回することは、遠隔実施にあたりません。
8	2023/07/06	公募要領「7.事務処理（精算）について」	人材派遣について派遣契約書等の単金の分かるものの提出が必要となるか。	人材派遣の方の単価については、ご契約の単価がわかる書類（派遣契約書等）が必要となります。ただし、提案書をご提出頂く段階では必要ありません。採択後、実施計画書および支出計画書を作成頂きますが、そのチェックの際に必要となります。
9	2023/07/06	類型3技術実証仕様	提案書提出時には実証の実施場所が未定でも提案書提出は可能か。	どのような場所で技術の実証をしようとしているのか、予定で結構ですので、提案書に記載下さい。
10	2023/07/06	提案書「技術実証実施責任者」	提案書に「6.2技術実証実施責任者」を記載する欄があるが、本実証に係る職員全てをここに記載する必要があるのか。例えば、業務を実施するにあたり経理部門も関わるので、人件費に計上するが、このような関わり方の職員も「技術実証実施責任者」欄に記載する必要があるのか。	提案書様式「6.2技術実証実施責任者」には、採択された際の実施責任者の方一名様を記載下さい。一方、「6.3技術実証実施者一覧」には、「8.経費内訳および経費合計」にて人件費計上を行う全ての方を記載下さい。
11	2023/07/06	提案書「8.経費内訳および経費合計」	技術実証の経費を全額自己負担とすることを検討している。この場合、提案書への記載を省略することになるが、応募書類の不備、審査基準を満たさないと判断されないという理解であっているか。	全額自己負担の場合、提案書（様式2）の8.において、経費合計を「0円」と記載し、応募することは可能です。全額自己負担の場合でも、通常の審査プロセスになります。仮に、採択された場合、関係者と協定書を締結の上、所管府省庁等の監督指示に従い、技術実証を実施した上で、成果物検査に合格する必要がございますのでご留意ください。
12	2023/07/06	公募要領「2.2応募事業者が留意すべき事項」	公募要領「2.2応募事業者が留意すべき事項」において「共同提案する事業者間においては、その結成、運営等について協定を締結し、…」とある。この協定について、どのタイミング（公募締切までなのか、実証開始前までなのか、それとも別のタイミングなのか）までに締結すればよいか。	採択後MRIとの契約締結までに共同提案事業者のみなさまで協定を締結下さい。

No.	公開日	質問分類	ご質問	回答
13	2023/07/06	公募要領「3.契約の要件」	「金額確定根拠となる実績報告書の作成」は、経理システム等を利用するのか。あるいは、様式に沿って入力したものを作成するのか。	実績報告書は、契約書（案）の29ページ記載の書類例8を作成頂く予定です。一方、経費発生にともなう証ひょう類の保管は、公募要領7ページの精算管理システム（仮称）をお使い頂く予定です。提案時点では、まずは、公募要領7ページのURLフィルタリング及びポートフィルタリングをしていないか（している場合は解除可能か）をご確認下さい。精算管理システム（仮称）の説明は、採択後、採択者様にさせて頂く予定です。
14	2023/07/06	提案書「8.経費内訳および経費合計」	「他組織、他事業者からの出向者など、技術実証従事者に対し、採択者以外から給与等が支払われている場合は、採択者が負担した分のみを計上すること」とあるが、採択者負担分の費用証明はどのような証憑を用意したらよいか。	採択者様には、採択後、実施計画書および支出計画書を作成頂きます。支出計画書をご提出いただく段階で、出向者様への支払額等がわかる書類（出向元との出向契約書類等）をご準備頂くこととなります。
15	2023/07/06	公募要領「2.1 応募事業者の要件」	公募要領「2.1 応募事業者の要件(3)」に 本技術実証を的確に遂行する組織、人員、設備及び施設等を有していることとある。これは実証実験に必要な実験施設を所有している必要があるということか。もしくは、他社が所有している施設でも使用できるあてがあれば特段問題ないのか。	他社が所有している施設でも問題ございません。また、他社が所有している施設を利用する場合、費用が発生する場合、デジタル庁及び所管府省庁が必要性を認めた場合、費用は技術実証の経費として計上可能です。
16	2023/07/06	類型6技術実証仕様	「7. 提案書等について(3)」において実証技術を導入した際のコストを試算し、提案書に記載することとある。これは提案書様式内の「8.経費内訳および経費合計」を指しているのか。あるいは実証を予定している技術を実際に現場に導入する場合のコストを試算して記載するということか。	ご質問の部分は、提案書様式内の「8.経費内訳および経費合計」を指しておりません。実証を予定している技術を実際に現場に導入する場合のコストを試算して提案書にご記載下さい。コスト試算の前提は、指定はございませんので、御社想定でお願い申し上げます。
17	2023/07/06	類型14技術実証仕様	「2.2実証の内容(1)」法定講習のオンライン化実証において、現行の講習の代替や合理化に資する、学習管理システム等を活用したオンライン法定講習のモデル（講習効果の担保、不正防止の方法等）を構築し、法定講習の実証を行うとあるが、2.1実証の対象となる業務（法令）の実際の講習を、オンデマンド講習であればコンテンツを作成する費用や、ライブ授業であれば、実際の講師が授業を撮影しオンラインで配信する工程も実証講習として構築することが必要であるか。	技術実証において、業務（法令）の実際の講習構築を必須要件とするものではございません。具体の提案要件に関するところまでございまして、提案者様に委ねております。貴社技術にて、対象となる法定講習において講習効果の担保、不正防止の方法等を満たしたオンライン化が可能か否かを技術実証内にて判断するという観点から、必要であれば実証講習を構築することを妨げるものではございませんし、実際の講習用のコンテンツや配信内容を作り上げなくとも技術実証の検証が可能であれば問題ございません。
18	2023/07/06	提案申込書	連絡窓口としての登録は1名（1アドレス）ですが、これは採択者が決定するまでの運用という理解でよいか。	ご認識の通りです。採択者が決定しましたら、そのお知らせまでは連絡窓口にさせて頂きますが、その後は、実施計画書および支出計画書を作成頂くこととなりますので、提案書にご記載頂く、「技術実証実施責任者」の方を中心にコミュニケーションを取らせて頂く予定です。
19	2023/07/06	提案書様式	提案書は、パワーポイントでなくPDFで提出することは可能か。	ご提出いただく提案書は、PDFでも構いません。